

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

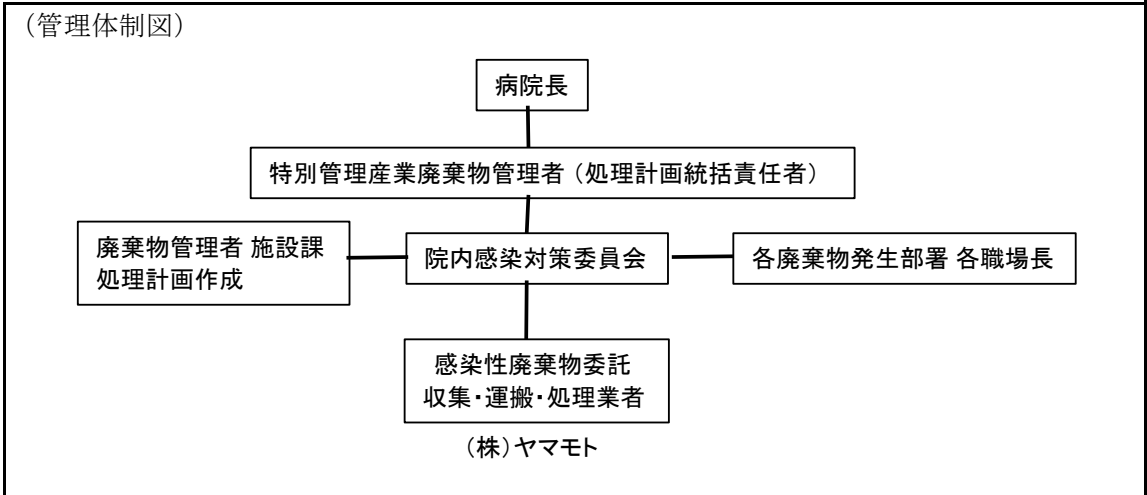
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和4年 6月 9日	
静岡県知事 川勝 平太 殿	
提出者	
住 所 静岡県富士市南町3番1号	
氏 名 一般財団法人 恵愛会 聖隷富士病院 理事長 青木 善治 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0545-52-0780	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	一般財団法人 恵愛会 聖隷富士病院
事業場の所在地	静岡県富士市南町3番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	151床
③ 従業員数	366名(令和2年6月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①各感染性廃棄物発生部署職員、分別表を基にペール容器、ダンボール容器、非感染性廃棄物の分別、容器8割にて蓋をする ②職員が回収 ③最終保管場所へ搬送保管し施錠④月・水・金曜日に委託業者が来院 ⑤職員立会、保管場所の開錠⑥数量カウント、外観チェック、受渡確認表発行 ⑦受渡確認表を元に電子マニフェストへ登録⑧中間処分場へ運搬⑨燃殻(貴金属含)を回収(最終処分) ⑩リサイクル(売却) ⑪電子マニフェストの確認(運搬・処分・最終)

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	53.91 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別表に従い適切に分別を行い、非感染性廃棄物の混入を防ぐよう努めた。 また容器の軽量化及び、一部ダンボール容器を導入し排出量抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	52 t	t
	(今後実施する予定の取組) 病院と云う特殊施設のため、感染性廃棄物の削減をすることは難しく、感染予防の観点から感染が疑われる廃棄物に関しては感染性廃棄物として扱い感染予防を行なう。感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を促進し、排出量削減に努める。患者増減による影響も大。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別表を基に鋭利な感染性廃棄物（メディカルクリーナボックス） その他の感染性廃棄物（エコペール、ダンボール）にて、適切に分別を行なっている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記内容を徹底していく。 また、分別（エコペール、ダンボール）について周知徹底

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	53.91 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	53.91 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 委託業者の収集、運搬、処分等の契約書に関する取扱項目、及び許可証、期限を明確に確認している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	52	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	52	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0	t
(今後実施する予定の取組) 委託業者の運搬、処分等の契約書に関する取扱項目、及び許可証、期限を明確に確認し、視察確認を行う。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	53.91	t
(今後実施する予定の取組等) 平成31年4月1日より電子マニフェスト運用中			
※事務処理欄			